

回 覧 令和6年3月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈重要〉	1	◆住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得者給付金給付のお知らせ
〈募集〉		◆町学校給食会のパート職員を募集します
	2	◆あなたも放課後子ども教室で働いてみませんか？
	3	◆令和6年度慰霊巡拝事業の参加者を募集します
〈お知らせ〉		◆町コミュニティバス「くいまーる」は4月から路線が新しくなります
	4	◆固定資産課税台帳などを無料で縦覧(閲覧)できます ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
	5	◆3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と新中学1年生に受給資格者証を郵送します
	6	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	7	◆第44回宮崎県えびね連合会展示大会・第43回都城えびね協会展示会を開催します



March*



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」

4月～1月の本町の状況(件数および金額)
一般:7,295件 1億8,512万8,000円
企業:9件 200万円

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

【分類】	【No.】	【内容】
〈農林畜産業関連〉	7	◆ふん尿(堆肥)散布とハエの駆除対策に取り組みましょう
	8	◆令和6年度(4月～令和7年3月)の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ
	9	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相談〉		◆「行政相談」を実施します
	10	◆「人権相談」を実施します
		◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	11	◆「無料法律相談」を実施します
		◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。

さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。



友だち登録はこちらから



町公式サイトはこちらから

重要

◆住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得者給付金給付のお知らせ

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担軽減を図り、住民税均等割のみ課税世帯に対して、給付金を給付します。

■給付額 = 1世帯当たり 10万円

※18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども一人当たり5万円の追加給付があります。

■支給対象世帯 =

基準日(令和5年12月1日)において、三股町に住民票があり、世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税されている世帯、または住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者の両方からなる世帯

(注意)対象世帯は、「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」を除きます。

■申請手続 =

本町で把握できる対象世帯には、確認書などを3月中旬に発送する予定です。

※申請期限は、4月30日(火)まで。

【住民税非課税世帯にも追加給付(こども加算分)があります】

2月29日まで受け付けていた「住民税非課税世帯等に対する低所得者給付金」(7万円給付金)を受給された世帯に対しても、子ども一人当たり5万円の追加給付があります。

対象世帯には、確認書などを3月下旬に発送する予定です。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)をお願いします。

募集

◆町学校給食会のパート職員を募集します

町学校給食会では、町立学校給食センターで働く人を募集しています。希望する人は町学校給食センターまでお問い合わせください。

■仕事内容 =

○調理の下処理業務：野菜を洗う、皮むきなど

○片付け業務：食器(食器洗い機使用)・食缶、調理器具などの洗浄

○洗濯業務：作業白衣の洗濯・乾燥

○物資受け取りおよび調理にかかる業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時15分～午後4時 月に14日以内(学校の長期休業中は休み) (休憩:午後0時15分～1時)
休暇	週休2日(土曜・日曜)、祝日 学校の長期休業中(春休み、夏休み、冬休み)
募集人員	1名
給与	時給 897円
雇用期間	4月9日～令和7年3月31日(雇用保険・労災保険あり) ※契約を更新する場合があります。契約の更新は契約期間満了時の業務量・勤務成績・態度および能力により判断します。

■応募方法 =

学歴、経験、免許・資格、年齢は問いません。

町立学校給食センターまで、履歴書を提出してください。

■選考方法 =

面接を行います。面接日などは、応募者に連絡します。

★お申し込み・お問い合わせは、

町学校給食会(町立学校給食センター) ☎:52-4610 をお願いします。



◆あなたも放課後子ども教室で働いてみませんか？

町教育委員会では、6月から放課後子ども教室で働く人を募集しています。

■放課後子ども教室とは？＝

小学生を対象に、放課後における子どもたちの安全安心な活動場所(居場所)を確保し、地域の皆さんの協力を得て、学習やさまざまな体験・交流活動などを行うものです。

令和6年度は、町内で7教室の開設を予定しています。

■募集する内容

- 教育活動推進員 = 若干名
各放課後子ども教室の主任として、教室の運営をします。
- 教育活動サポーター = 若干名
教育活動推進員の補助をします。

■応募条件

年齢は問いませんが、子どもと楽しく活動ができ、指導や助言ができる人

■業務内容

- 教育活動推進員 = 子どもの安全管理、年間・月間計画の作成、地域への協力依頼など
- 教育活動サポーター = 教育活動推進員の補助業務

■勤務地

町内各放課後子ども教室



■勤務条件

○教育活動推進員の勤務時間

- ・6月から3月中旬までの学校実施日
週2日 午後2時～5時または5時30分
※開始時刻は、小学校の授業時間などにより前後する場合があります、終了時刻は各教室によって異なります。
- ・夏季休業日 週2日 午前9時～正午
- ・上記の時間以外に、各教育活動推進員の情報共有のための会議、保護者説明会(5月中)、研修などがあります。

○教育活動サポーターの勤務時間

- ・教育活動推進員に同じ
(ただし、各教育活動推進員の情報共有のための会議は除きます。)

■給 与(予定)

- 教育活動推進員 = 1時間あたり 1,480円
- 教育活動サポーター = 1時間あたり 930円

■そ の 他

- 推進員、サポーターとも町教育委員会が運営を委託する事業者での雇用となります。
- 採用にあたっては、面接を行います。

★応募、お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。

◆令和6年度慰霊巡拝事業の参加者を募集します

令和6年度も厚生労働省が主催する旧主要戦域における慰霊巡拝事業が実施されます。実施地域は次のとおりです。

- 実施地域 = カザフスタン共和国、東部ニューギニア、モンゴル国、インドネシア、北ボルネオ、ソロモン諸島、ウズベキスタン共和国、フィリピン、硫黄島、マリアナ諸島、ミャンマー
- 参加対象者 = 慰霊巡拝の派遣地域における戦没者の遺族(配偶者、父、母、子、兄弟姉妹、参加遺族【子・兄弟姉妹】の配偶者、孫、甥・姪)
- 申込期限 = 4月中旬以降随時(実施地域により異なります)
- 参加費用 = お問い合わせください。
- その他 = 政府は参加する遺族代表に旅費の3分の1相当額の補助金を交付します。



★お問い合わせは、
宮崎県指導監査・援護課 援護恩給担当
☎:0985-26-7061 にお願ひします。

お知らせ

◆町コミュニティバス「くいまーる」は4月から路線が新しくなります

「くいまーる」は、4月1日から新しい路線で運行します。

買い物や通院、通学など、さまざまな場面でますます便利に使えますので、ぜひご利用ください。詳しくは、町役場や三股駅などで配布する時刻表や、町公式サイトなどで確認できます。

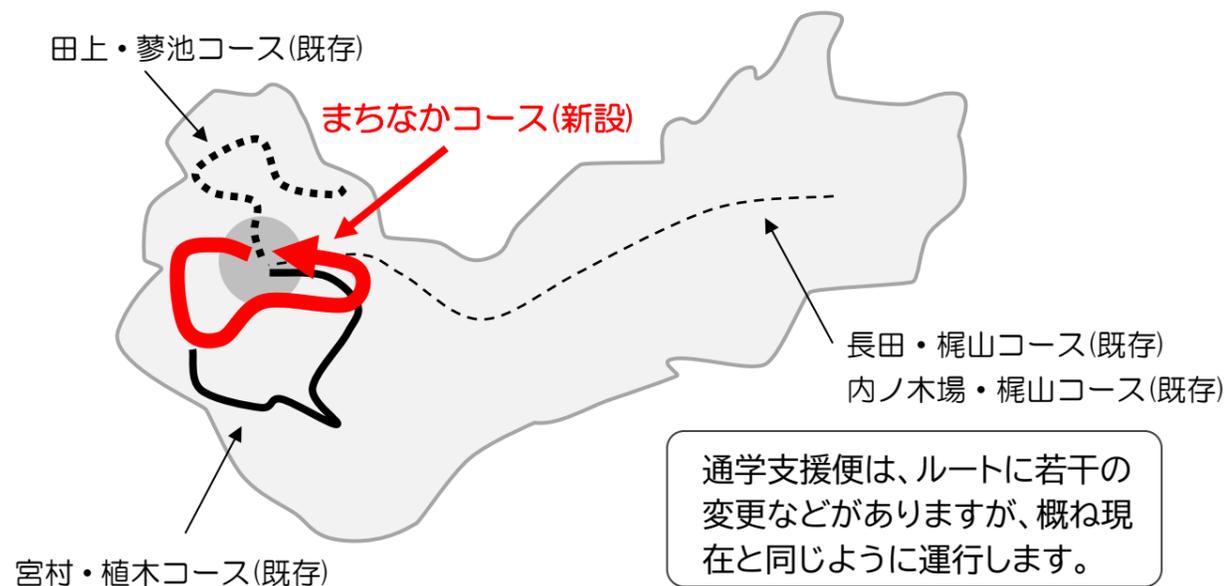


【4月からの運賃など】

- 1乗車…100円 ※乗換毎に必要です。
- 回数券 16枚綴り…1,000円(予定)
- 1ヶ月フリーパス券…3,000円(予定)、中学生以下 2,000円(予定)

【4月からの運行曜日など】

コース(生活支援便)	平日	土曜日	日曜日	祝日
まちなかコース	毎日	運行	運休	平日と同じ
長田・梶山コース	月・水・金曜	運行		
内ノ木場・梶山コース	木曜	運休		
田上・蓼池コース	火・木曜	運行		
宮村・植木コース	火曜	運行		



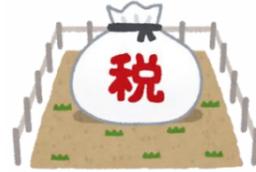
★お問い合わせは、くいまーるバス事務所 ☎:52-0000 または、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)にお願ひします。

◆固定資産課税台帳などを無料で縦覧(閲覧)できます

令和6年度の固定資産課税台帳、土地・家屋価格等縦覧帳簿を、関係者は次のとおり縦覧(閲覧)できます。

■期 間 =

4月1日(月)～30日(火) ※土曜・日曜・祝日を除く



■時 間 =

午前8時30分～午後5時 ※午後0時15分～1時の昼休み時間を除く

■場 所 =

町役場 税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)

■縦覧(閲覧)できる人 =

- 固定資産の所有者本人
 - 固定資産の所有者の同意を得た人(委任状を必ずご持参ください)
 - 固定資産の納税管理人、相続人代表者(いずれも届出をしている人)
- ※本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。

■手数料 =

縦覧期間に限り縦覧・閲覧の人は、手数料は掛かりません。
※証明書などが必要な場合は手数料が必要です。

※4月上旬には固定資産税の納税通知書などを送付します。その中の課税明細書と縦覧で閲覧できる内容は同じものです。

また、課税明細書について不明な点は、お問い合わせください。

※この機会に、固定資産課税台帳を縦覧(閲覧)して、課税内容をご確認のうえ、固定資産税に対するご理解をお願いします。

★お問い合わせは、

税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口) ☎:52-9636(直通)
をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします



県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和6年2月21日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ …… 内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、 で してください。

◆3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と
新中学1年生に受給資格者証を郵送します



■対象となる人 =

- 町内に住所があり、4月から新小学1年生、新中学1年生になる子ども
- ※現在、子ども医療費受給資格者証を持っている人が対象です。
- 他の医療費助成(母子父子家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成など)を受けられる人や生活保護法による保護を受けている人は対象にはなりません。一部併用可能な医療費助成(育成医療・小児慢性特定疾患医療費助成など)もあります。詳しくはお問い合わせください。

■受給資格者証について =

4月1日以降、県内の病院や薬局を受診する際、保険証と一緒に提示することで、医療費の助成を受けることができます。

ただし、健康保険が適用されない場合や独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合などは、医療費助成を受けることができません。

【受給資格者証の例】

(小学生)

(中学生)

① 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	4 5 4 5 4 5 4
フリガナ	ミマケ ユキ
氏名	三股 結菜 女
生年月日	平成26年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本松1番地1
有効期間	令和3年(2021年)4月 日から 令和9年(2027年)3月31日まで
交付年月日	令和3年 4月 日
発行機関名及び印	宮崎県北諸県郡三股町長
自己負担額	【入院】自己負担額なし 【外来】200円/1診療報酬明細書 【薬局】自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

② 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	3 4 3 4 3 4 3
フリガナ	ミマケ ユキ
氏名	三股 美桜 女
生年月日	平成20年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本松1番地1
有効期間	令和3年(2021年)4月 日から 令和6年(2024年)3月31日まで
交付年月日	令和3年 月 日
発行機関名及び印	宮崎県北諸県郡三股町長
自己負担額	【入院】自己負担額なし 【外来】200円/1診療報酬明細書 【薬局】自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

受給資格者証は「黄色」です。

■各種届け出について =

保険証に変更があったときや、氏名・住所・口座などに変更があったときは、児童福祉係に届出をしてください。

■医療機関の適正受診にご協力ください =

県と町の財源で実施している乳幼児の医療費助成と違い、小学生と中学生の医療費助成は、町のみの財源で行う事業です。町の負担をできるだけ少なくし、小学生と中学生の医療費助成を長く続けていくためには、みなさんの心がけが非常に大切になります。医療機関の適正受診にご理解・ご協力をお願いします。

①「かかりつけ医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう

できるだけ自宅の近くに「かかりつけ医」・「かかりつけ薬局」をもちましょう。

②診療時間内の受診を心がけましょう

時間外診療は割増料金になります。やむを得ない場合を除き、時間外受診は控えましょう。

③はしご受診はやめましょう

病気やけがの治療中に自分の判断で医療機関を変える「はしご受診」は、治療期間が長引き、身体的にも経済的にも負担になります。

④ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬の特許が切れた後に販売される「新薬と同じ有効成分を同量含んでおり、新薬と同等の効き目がある」医薬品です。新薬より安価で経済的です。

⑤「子ども救急医療電話相談」を利用しましょう

休日や夜間、病院を受診した方がよいか迷ったら「#8000」で、小児科医や看護師からお子さんの症状に応じた対処法や受診する医療機関について、アドバイスを受けることができます。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9060(直通)をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆第44回宮崎県えびね連合会展示大会・第43回都城えびね協会展示会を開催します

えびね愛好者との親睦を図り、えびねの育成栽培の普及と伝統植物文化の継承などを目的に、展示会を開催します。

■日 時 = 4月19日(金) 正午～午後5時
4月20日(土) 午前9時～午後5時
4月21日(日) 午前9時～午後4時

■場 所 = 三股町西部地区体育館

■入場料 = 無料



★お問い合わせは、
都城えびね協会大会事務局(担当:増田) ☎:090-1926-8783
をお願いします。

◆ふん尿(堆肥)散布とハエの駆除対策に取り組みましょう

ふん尿(堆肥)散布およびハエに対する地域住民からの苦情が寄せられています。周辺環境への配慮と家畜防疫のためにもハエの駆除対策を行いましょう。

■ハエの対策はしっかりと！

- ハエの発生は、家畜にストレスを与え、発育に悪い影響を与えます。
- ハエは病原体を運び、家畜に疾病が発生する原因になります。
- 近隣からの苦情の原因となります。
- 家畜と環境にやさしく、かつ畜産経営にとっても生産性の向上につながる防虫対策に取り組みましょう。

対策① こまめな除ふん、堆肥の処理を行いましょう！

ハエの成虫は、気温の高い時期に増加します。

暖くなる前に堆肥舎や畜舎の除ふんと清掃を行い、畜舎環境を清潔に保つことは、ハエの数を減らすために大変重要です。

対策② ハエの対策はお早めに！ハエ対策は後手に回ると大変！

卵から成虫になる期間は、気温が上がると早くなり、夏場は急速に増えてきます。気温20度では約20日かかりますが、気温30度では1週間から10日で成虫になります。対策が後手に回ると、爆発的にハエが増えていきます。

■堆肥を撒いた後は、その日のうちに耕うんをしましょう！

- 堆肥散布後はその日のうちに耕うんをするなど、特に住宅隣接農地では、周辺への配慮をお願いします。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通)をお願いします。



◆令和6年度(4月～令和7年3月)の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ

令和6年度の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールは次のとおりです。毎月の実施日の確認をお願いします。



町公式サイト

■令和6年度の農業用廃プラスチック回収日 =

月	1回目	2回目	(予備日)	備考
4月	10日(水)		4月17日(水)	※予備日は、雨などで回収ができなかった時だけ、実施します。
5月	22日(水)		5月29日(水)	
6月	19日(水)		6月26日(水)	
7月	24日(水)		7月31日(水)	
8月	14日(水)		8月28日(水)	
9月	11日(水)	25日(水)		雨天時は中止となる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。
10月	9日(水)	30日(水)		
11月	6日(水)	20日(水)		
12月	11日(水)	25日(水)		
1月	22日(水)		1月29日(水)	
2月	12日(水)		2月19日(水)	
3月	12日(水)		3月19日(水)	

■回収場所 = 町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)

■回収時間 = 午後1時30分～3時

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※分別については、次の表を確認してください。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

土・くずなどの異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。金属の付いている物は、必ず金属部分を取り除いてください。

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りします

■搬入方法・分別方法が分からない時は、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円(税込)〉

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円(税込)〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円(税込)〉

種類	注意点
①農ビフィルム、 ②ポリ以外の農業用廃プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンク など	・サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別すること。 ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したものや発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、佐賀県、鹿児島県を含む8県9事例が発生しています。

豚熱は、佐賀県の2農場で発生したことからワクチン接種を行っています。

口蹄疫は、アジアの広い地域で継続的に発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎:62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しく下さい。

★お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)

☎:52-9088(直通)をお願いします。



相談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	4月1日(月)	4月15日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)

をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	4月2日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	おおとなり まさはる 大隣 雅春、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 にお願ひします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】4月11日(木) 【都城市】4月26日(金)
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

★お申し込み・お問い合わせは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
- 都城市消費生活センター ☎:23-7154 にお願ひします。



◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	4月24日(水) ※4月のみ第4水曜に変更
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

